

# 城里町議会全員協議会会議録

日時 令和元年6月7日(金)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 議場

## 出席議員(14名)

議長	小  坏      孝  君	副議長	阿久津  則  男  君
	桜  井  和  子  君		加藤木      直  君
	猿  田  正  純  君		藤  咲  芙  美  子  君
	片  岡  藏  之  君		藪  部      一  君
	三  村  孝  信  君		河原井  大  介  君
	関      誠一郎  君		小  林  祥  宏  君
	杉  山      清  君		鯉  淵  秀  雄  君

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副	町 長	仲  田	不二雄
教	育  長	高  岡	秀  夫
まちづくり	戦略課長	大曾根	直  美
総	務  課  長	鯉  淵	和  己
町	民  課  長	雨  宮	忠  芳
財	務  課  長	山  崎	秀  樹
税	務  課  長	鈴  木	貴  司
健	康  保  険  課  長	阿久津	忠  昭
長	寿  応  援  課  長	井  上	優
福	祉  こ  ど も  課  長	増  井	栄  一
農	業  政  策  課  長	山  口	成  治
都	市  建  設  課  長	園  部	繁
下	水  道  課  長	皆  川	尊  志
会計管理者(会計課長)		小  林	正  雄
水	道  課  長	高  瀬	浩  文

農業委員会事務局長	片岡宗徳
教育委員会事務局長	小林克成

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
書記	藤田真紀
書記	高丸哲史

---

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件  
(1) 令和元年第2回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

---

午前10時00分開会

## 開 会

○議長（小坏 孝君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

---

## 議長挨拶

○議長（小坏 孝君） 本日の全員協議会は、来る6月11日に招集されます令和元年第2回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

なお、夏の軽装、クールビズへの対応のため、本会議はノーネクタイで会議を進めますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席状況についてご報告いたします。

全員出席であります。

---

## 町長挨拶

○議長（小坏 孝君） ここで町長よりご挨拶をいただきたいと思えます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和元年第2回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、町政運営につきまして、ご理解とご協力をいただいておりますこと、あわせて御礼申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、承認3件、条例改定を初めとする議案13件について担当課長より説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくいたします。

---

## 協議案件

○議長（小坏 孝君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でのご質問をください。質問回数については3回までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、承認第1号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 承認第1号についてご説明を申し上げます。

承認第1号 専決処分第1号 城里町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において地方税法施行令、地方税法施行規則が平成31年3月29日に一部改正されたことに伴い、所要の規定の整備、住宅ローン特別控除の拡充に伴う措置等について町税の一部を改正したものです。

以上、承認第1号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、承認第1号説明資料1ページから45ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより承認第1号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、承認第2号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 承認第2号をごらん願います。

承認第2号 専決処分第2号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において地方税法施行令、地方税法施行規則が平成31年3月29日に一部改正されたことに伴い、町条例の国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ及び軽減措置について、対象世帯に係る所得判定基準を改正したものです。

以上、承認第2号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、承認第2号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほど、よろしくいたします。

○議長（小唄 孝君） これより承認第2号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、承認第3号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 承認第3号をごらん願います。

承認第3号 専決処分第3号 城里町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてであります。国において介護保険法施行令、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令が平成31年3月29日に一部改正されたことに伴い、介護保険料

の軽減措置について、低所得者の保険料の軽減を強化するため町条例の一部を改正したものです。

以上、承認第3号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、承認第3号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより承認第3号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第32号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第32号をごらん願います。

議案第32号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、投票所要費等の基準額の改正に合わせ、公職選挙法により選任する選挙長、選挙立会人等の報酬額の増額について町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第32号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第32号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第32号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 投票管理者と立会人、投票立会人の違いを教えてください。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 4番藤咲議員の質問にお答えをいたします。

投票管理者は投票所の管理者、まさに管理者です。立会人というのは、場内で投票が正しく行われているかを何というんですかね、監視するというか、そういう役目の方を言います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ですので、管理者は管理者なんですけれども、管理者は何を行うんですでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 管理者、まさに先ほど言いましたように管理をする人なんですけれども、詳細については後ほどよく調べてご答弁したいと思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 管理者と立会人というのは恐らく余り変わらないんじゃないかなと、最終的に、じゃ、何でそこで教えてくれないんですか。管理者はこういうことがあ

りますよ、立会人はこうですよというようなことをちゃんと答えてくれればいいじゃないですか。何でそれを教えないで、違うとそこでも言わなくちゃなんないんですか。おかしいじゃないですか、そんな説明の仕方ないですよ。

何で私がこうして聞くかという、ほかの人たちは、立会人はいろいろ拘束時間が2時間とか2時間半繰り上げたときとか、2時間30分繰り上げたときとかいろいろ条件が書いてあるんですけども、改正後の立会人の管理者、期日前投票所の管理、投票管理者は条件なくして1万1,100円から1万1,300円になっているんです。日額。このことについて何で管理者は条件なしでアップするのかなと、ほかの立会人だって同じ仕事をしているのであれば立会人だってそうすべきなんじゃないかなと私は思うんです。だから、そういうふうに違うんだったらきちんと違うと答えてくださいよ。管理者の仕事は何をやっているのか。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲さんにちょっとお願いしますけれども、今の言っていることの規則、条例。

〔「条例」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 費用弁償の話ですので管理者のほうに飛躍しないように、できれば。全員協議会だからといってあれじゃなくて、今見てみますと費用弁償の変更についての案件ですので、できれば。

○4番（藤咲美美子君） できればじゃなくて、何でこういうふうに管理者が条件なしで上の今のやっているところは今の条件は投票管理者も条件つきなんですよ。投票所を2時間30分繰り上げたとき8,700円ということになっているんですけども、改正後は期日前投票所の投票管理者は条件なしでアップになっているんです。何でかと聞いただけなんです。

○議長（小唄 孝君） はい、了解しました。総務課長、今の件について答えてください。総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 4番藤咲議員のご質問にお答えをいたします。

何というんですか、拙い知識なものですから、私の知っている限りでは、投票管理者というのは先ほども言いましたけれども、その投票所の管理者です。もちろん責任があります。立会人の方については責任がないとは言いませんけれども、こちらは応募によって選んだりすることができます。先ほども言いましたけれども、間違いなく投票が行われているかを立ち会って見ているのが立会人の方の仕事になります。ですので、仕事の内容も責任も違ってくるということです。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 暫時休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時25分再開

○議長（小唄 孝君） 会議を再開いたします。

総務課長鯉渕和己君の答弁からお願いします。

○総務課長（鯉渕和己君） 先ほどの4番藤咲議員のご質問にお答えをいたします。

ちょっと何というんですか、理解がうまくいなくて申しわけありませんでした。期日前投票所の投票管理者の繰り上げの基準が今回なくなったのはなぜかということによろしいですかね。それは、基本的に期日前の投票所の繰り上げというのはあり得ないということで今回はなくしたということです。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。納得します。いいです。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ごめん、すみません。

それででしたら、この立会人も同じ条件なんじゃないんですか。管理者がなくなったというんだったら立会人も同じです。立会人も同じですよ。何でここに立会人だけ9,600円が、ただし投票所7時間未満のものにあっては4,800円と減額されているんですけども、これは、じゃ立会人も同じ条件ですか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 先ほどの投票管理者と立会人の違いというところでもちょっと触れましたけれども、立会人の場合は都合の悪い方は半日半日ということもできるということで、繰り上げの規定というかそれが入っています。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。すみません。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第34号を議題といたします。

〔「33です」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 訂正します。続いて、議案第33号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第33号をごらん願います。

議案第33号 城里町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてであります。国において消費税法の一部を改正する等の法律の施行により、消費税率が引き上がる今年10月より、総合野外活動センター等の使用料の増額について町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第33号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては議案第33号の説明資料1ページから9ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議の

ほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第33号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第34号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第33号をごらん願ひます。失礼しました。議案第34号です。

議案第34号 城里町公共下水道条例の一部を改正する条例についてであります。国において消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税率が引き上げられることから、町条例の使用料を改正するものです。

以上、議案第34号について説明をいたしました。詳細につきましては、議案第34号説明資料1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第34号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第35号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第35号をごらん願ひます。

議案第35号 城里町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、消費税率が引き上げられることから、町条例の使用料を改正するものです。

以上、議案第35号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第35号説明資料1ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第35号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 農業集落排水ばかりでなく消費税に対して上げるということなんですけれども、消費税はアップしなければこのままずっと同じ今の料金でいくということでもいいんですか。消費税が上がるときにはこれでこの料金になるかもしれませんが、消費税がなければ、じゃずっと現在の料金で移行するということ考えていいんですね。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 複数の課にまたがるものですので私から答弁させていただきます。

す。

いずれの条例におきましても、附則にこのように書いてあります。条例の附則を読み上げます。

施行期日、この条例は令和元年10月1日から施行する。ただし社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に定める日、令和元年10月1日が延期された場合は当該延期された日から施行すると記載されてあります。すなわち諸所の政治事情により消費税の増税が延期された場合はこの条例の施行も自動的に延期されるような条例の書きぶりになっておりますので、藤咲議員のおっしゃるとおり、消費税の増税が延期された場合は城里町の料金改定も同時に延期されるようになっております。

○議長（小唄 孝君） 次にございませぬか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第36号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第36号をごらん願います。

議案第36号 城里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。国において消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴い消費税率が引き上げられることから、町条例の使用料及び加入金を改正するものです。

以上、議案第36号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第36号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第36号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第37号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第37号のご説明に入ります前に、議案第37号から議案第40号までの基金条例の廃止について、参考資料として基金の概要を配付したいと存じます。議長の許可をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） はい、許可します。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第37号をごらん願います。

議案第37号 城里町スポーツ及び芸術文化振興基金条例を廃止する条例についてであります。スポーツ及びレクリエーション事業並びに施設整備のために当たる当該基金は、町の総合的な管理をする城里町公共施設等総合管理基金で対応できるため、町条例を廃止

するものです。

以上、議案第37号についてご説明申し上げましたが、基金の概要につきましてはお配りしました資料等をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第37号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この資料を見ましたら、これは25年から29年までの残高ですね。末の残高をトータルすると1,000万近くあります。これはどこにどのように、今後廃止した後使われるのでしょうか。これは全部農業集落排水の償還基金までを一緒に聞きたいとは思ってはいますけれども、この基金はどこにどのように今後使われるのか、どのようにしたいと思っているのかお答えください。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 4番藤咲議員のご質問にお答えします。

城里町スポーツ及び芸術文化振興基金ですけれども、平成30年度に国体の城里町実行委員会負担金として全額をこの基金を処分しております。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 順次聞いていきます、じゃ。順次聞いていきます。後でいいです。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

8番河原井大介君。

○8番（河原井大介君） すみません。基金条例廃止とあるんですけれども、この条文というのは議案に載っていないですか。載っていないんですけれども、廃止をする条例について条文、4つほどちょっとペーパーとして出していただけますか。

○議長（小唄 孝君） 暫時休憩願います。

午前10時41分休憩

---

午前10時42分再開

○議長（小唄 孝君） 会議を再開いたします。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 8番河原井議員のご質問にお答えいたします。

今ご質問の基金の条例ですけれども、皆さんのお手元の例規集の1款ですけれども、その中の34ページをお開き願えると第2節の基金という項目があります。その基金の中の条例に各種基金条例として載っております。その中のスポーツ振興及び芸術文化振興基金条例というのは1万3,371ページに記載されています。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） 関連づけた質問、ちょっとよろしいですか。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） このスポーツ芸術のどこに利用するかというのは国体に利用するというようなことでお伺いしました。何で今廃止なのかということと、今までどのように活用していたのかというようなことをちょっとお聞きしたいんですけども、ということと、それからもう一つ、これは処分、2条で基金は基金の設置の目的のためでなければ処分することができないということなんですけれども、これは目的のためというのは、スポーツ、芸術文化というのが国体に合わせたということで考えていいんですか。そこをちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

まず、何で処分するかということですが、この基金、その目的どおりスポーツ及び芸術文化振興に資するための目的でなければ処分することができないということです。この基金は過去9年以上にわたりまして基金の処分がございません。実際は基金の利子のみ9年以上積み上がってきたものでございまして、基金の目的が今回国体の実行委員会負担金として充てたということでございます。

また、この基金にかかりますスポーツ及びレクリエーション事業等の施設に充てる基金としまして、町では、総合的な管理をする公共等総合管理基金で今現在は国体等の基金を国体のほうに充てている状況でございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第38号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第38号をごらん願います。

議案第38号 城里町ふるさと水と土保全基金条例を廃止する条例についてであります、既に事業が完了していることから当該基金の全部を処分し、町条例を廃止するものです。

以上、議案第38号についてご説明申し上げましたが、基金の概要につきましてはお配りしました資料等をごらんいただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第38号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） このふるさと水と土保全基金条例の廃止ですが、なぜ今廃止な

んですか。

それから、現在の積み立て金額はここに表示されていますけれども、これはどのように利用するのでしょうか。今まではどのように活用していたのでしょうか。お願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

何で今廃止なのかということでございますが、当基金については合併前の旧桂村から旧七会村におきまして、国・県の資源を財源を原資に設定された基金でございます。事業そのものが合併時には管理をしていたために今までには一度も処分がございませんでした。そういうことから、今回廃止するというところでございます。

それから、積立金をどういうように利用するのかということでございますが、今回補正予算、一般会計の資源ということで今回補正そのものの中に諸収入として補正をしてございます。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 理由というか、本当にこれはこれだけの金額をずっとためていたんですよね。毎年毎年、それでいて住民が、これはいいか。そういうようなことで合併時につくったというのは何でこういうのがあったのかなというのを、ちょっと活用が全然されていなくて積み立てるだけだったんですか。ちょっとそこら辺具体的に教えてください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 複数の基金にわたる全般的な説明というかコメントをさせていただきたいというふうに思います。

基金につきましては多数の基金があるわけですが、一番大きな何十億という保有枠を有する財政調整基金ですとか公共施設整備基金のように数億とか数十億単位の残高があって毎年出し入れしている主要な基金と、今回廃止が出ている、提案がされているように200万とか400万の残高で利息もつかないし、もう今ほとんどつかないし、塩漬けしているだけでほとんど動きがない基金、あるいは事業の終了に伴って基金設置の目的自体がなくなってしまった基金という基金があって、その中であって今回余り使われていない、あるいは事業がほとんど終了したと思われるような基金については一度整理しようというそういう趣旨で、基金を持っていること自体によって発生する事務負担というのがありますので、先ほど財務課長から説明があったように公共施設整備基金などのような大きな基金に集約していこうと、そういう流れの中での今回の条例の提案というふうになっております。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 町長の説明ありがとうございます。

ただ、これをじゃ廃止して、これまでこれだけ積み立ててあったこの金額は、これからどこにどのように使われるのかという考えは何かあるんですか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ということで、基金としてあると特定の目的のみに使う形になるわけですが、一度解散してある程度一般財源として議会で議決された各支出事業に充てることができるようになるということでございます。何に使うかということですが、予算書に記載されているさまざまな事業の一般的な財源として活用されるということでございます。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第39号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第39号をごらん願います。

議案第39号 城里町農業集落排水事業償還準備基金条例を廃止する条例についてであります。古内地区農業集落排水の整備に対し交付されていた交付金を積み立て、対象事業の償還に充てていましたが、平成29年度をもって交付金の交付が終了したことに伴い、町条例を廃止するものです。

以上、議案第39号についてご説明申し上げましたが、基金の概要につきましてはお配りしました資料等をごらんいただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） これより議案第39号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 農業集落排水の償還準備がいろいろ古内地区で終了したというようなこと、ものだったんですけども、廃止した、これが終了したということは、ただ29年度でも787万残っていますよね。これはどこにどのように使われるんでしょうか。

○議長（小坪 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

残金は787万8,643円ございますが、29年末ということで、この残金全て30年度の償還金のほうで予算化して全て返還しておりますので、現在はゼロ円ということになっております。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第40号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第40号をごらん願います。

議案第40号 城里町家族旅行村基金条例を廃止する条例についてであります。家族旅行村施設の営繕の経費に充てるための当該基金は、町の総合的な管理をする城里町公共施設等総合管理基金で対応できるため、町条例を廃止するものです。

以上、議案第40号についてご説明申し上げましたが、基金の概要につきましてはお配りしました資料等をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第40号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 家族旅行村基金を廃止してしまっ、これからも多分使われるんではないかなと思うんですけれども、何で今廃止なんですか、お聞きいたします。

公共施設総合管理基金で対応できるというのは、また改めてこれは別なところにあるんですか。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 4番藤咲芙美子議員のご質問にお答えいたします。

なぜ基金を廃止するかということなんですけれども、基金につきましては施設使用料の10%以上を積み立てるというふうになっているんですけれども、これは町直営で行っていたときでありまして、現在は指定管理となっております。城里町総合野外活動センターの設置及び管理に関する条例の中で、指定管理した場合、7条で使用料が地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受されるものとされておりますので、町として使用料の収入がないので基金を廃止いたしました。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 何で今なんですか。これは合併とは関係ないんですか、合併のときとは関係ないんですか。何で指定管理者の中でそれが収入になるというのは、これはちょっと全然違う話なんじゃないですか。何かよくそこら辺のところがわかんないので、もう少し詳しく説明してください。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 4番藤咲議員さんのご質問にお答えいたします。

基金につきましては基金条例で作成してありまして、基金が29年度末で887万5,989円残

っております。今回ゼロになったので廃止ということにしてあります。

○4番（藤咲芙美子君） すみません、その文書をちょっと見せていただけますか。よくわかりません。申しわけありません。その文書を見せてください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと繰り返し説明になりますけれども、今まちづくり戦略課長も全員協議会配付資料と同じ資料を見ていたので特に新しい資料はないんですが、29年度末残高までしか書いていませんが、30年度の残高は9月議会に提出された決算をもって残高が完全に確定するわけですけれども、今手元の予定として30年度末のところまでで家族旅行村基金については25年度は2,300万あって、毎年少しずつ取り崩してきて30年度末にはゼロになる、今見込みとなっているということで廃止したいということなんですが、収入のほうは旧常北町時代には直営でやっていたため、収入を基金に収納していくというやり方をしていたんですが、城里町時代になって指定管理者制度が導入されて施設使用料の収入は基金に戻入されないルールとなっているため、収入がない一方で基金のほうは取り崩しが続いてゼロまで来ていますので廃止と、利用の見込みがなくなってしまった基金なので廃止するという趣旨でございます。ご理解いただけたでしょうか。

○4番（藤咲芙美子君） 後でいいです。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第41号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案第41号をごらん願います。

議案第41号 工事請負契約の締結につきましてご説明させていただきます。

城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

1、契約の目的といたしまして、城里町衛生センター延命化工事であります。

2、契約の金額は4億8,114万円で、うち消費税は3,564万円。

3、契約の相手方ですが、東京都港区港南1丁目7番18号、水 i n g エンジニアリング株式会社首都圏支店長倉持利之でございます。

4、契約の方法につきましては、特殊指名競争入札（意向確認型）であります。

入札の結果につきましては議案第41号説明資料のとおりでございます。開札につきましては、平成31年4月22日午後1時半から行っております。

予定価格につきましては6億7,870万円であります。現在は仮契約中ですが、議会の議決をいただいて本契約となります。

工期は、議会の議決日の翌日から令和3年3月25日までであります。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第41号に対するご質問をお受けいたします。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 落札率が65.6%とかなり安価でできた入札でございますが。

○議長（小唄 孝君） マイクを近づけてください。

○10番（阿久津則男君） すみません。落札率が65.6%とかなり安くできた入札であります。延命化工事という名でやったんでしょうけれども、例えば仕事をやった後保証期間というのは何年くらいあるのかお聞きしたい。

それと、最低入札価格などはあったのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 10番阿久津議員の質問にお答えいたします。

延命化工事の保証期間ですが、2年となります。

それから、最低価格があったのかどうかということですが、指名競争の入札なのでこの規定はございませんので最低価格については設定しておりません。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） 保証期間が2年ということですが、延命化工事ということでこういったものは2年というのは大体妥当な線なんですか。私なんかは個人の住宅なんかを今聞きますと最低でも10年、あるいは長いところでは30年保証なんていうのもあるんですけども、これだけの金額ですから最低でも5年とかそういうのを組めなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 10番阿久津議員の質問にお答えいたします。

瑕疵担保ということで、契約時の瑕疵担保期間は通常工事と同じ2年ということで設定してあります。

以上です。

○10番（阿久津則男君） 大体がそうなんですか。

○町民課長（雨宮忠芳君） はい、そうですね。通常工事は2年です。

○10番（阿久津則男君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） これより議案第41号に対するご質問をお受けいたします。大変失礼しました。

次に、議案第42号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 議案42号をごらん願います。

議案第42号 財産の売り払いにつきましてご説明させていただきます。

平成29年度に廃止した城里町総合野外活動センター、旧山びこの郷の建物の処分について地方自治法第96条第1項8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定を準用し、議会の議決を求めるものであります。

処分の目的といたしまして、仮契約をしております普通財産売り払い契約であります。売買の金額は56万2,396円で、うち消費税額は4万1,659円であります。

契約の相手方は城里町大字徳蔵273番地、菌部良一様でございます。

契約の方法につきましては随意契約であります。

処分の内容につきましては、議案第42号説明資料のとおりでございます。この建物につきましては、現在借地返還の手続を行っているところであります。平成30年度より建物解体及び用地の整地等を行い、地権者に返却予定で進めておりましたが、今年4月17日付で関係地権者より、建物取り壊し等を行わず現況のまま返却してほしい旨の要望をいただきました。建物の残存があることから、地権者と協議を行い、売り払いの仮契約となりました。現在はまだ仮契約であり、議会の議決をいただいて契約となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第42号に対するご質問をお受けいたします。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 一般的な庶民の考え方からすると、取り壊すのには大変経費がかかります。そして、それを返すとなると町の負担も当然かかると思いますが、売却のできるのであればこれはいいことかなというふうには思いますけれども、これ現在は行政財産になっているのか、それとも普通財産にもう既になっているんですか。

それと、契約当時、返却時にはどのような方法で返却をするのかと、もとに戻すとか、多分もとに戻すということに契約書はなっていると思うんですけれども、この契約書の変更等については行わないと当然いけないかなとは思いますが、その辺のところ事務的な手続を教えてくださいと思います。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

現在、財産については普通財産となっております。

〔発言する者あり〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 日付についてはちょっとお調べしてから。

〔発言する者あり〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 契約については、今年度で契約が切れていまし

て、昨年度ですか、昨年度契約が切れていまして、もとに戻して返却するというので契約はしておりますけれども、今年に入って現状のまま返却してほしいという申し出があって現在進めているところであります。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） 当然、契約書はもとの更地に戻したいということになっていれば、当然それをそのままでは今後は現状のまま売るということになれば、契約書の変更は当然しなくちゃいけないということになると思います。

それから、行政財産だったものが、29年度で事業は終わっていますよね。閉鎖しているのは29年度で閉鎖していると思うんですけども、閉鎖した後に普通財産に、じゃ、しているわけですね。そういう手続をしていますね。お伺いします。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 2番加藤木議員のご質問にお答えいたします。

いつしたかと、そういった資料がちょっと手持ちにないので、後ほどご連絡したいと思います。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） もし行政財産のままであれば、ちゃんと普通財産に戻した中で事務のほうの手続もしていただきたいと思います。行政財産は売りませんよね、たしか。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 56万2,396円という価格で町のほうは菌部良一様に売却するという事なんですが、非常に広大な敷地と、それからナンバー18棟の建物ということで、これは管理をしていくというのは非常に大変なことだと思うんですよ。

それで、1つお聞きしたいのは、買い受けた菌部良一様がどういった目的で購入しているのか、町は把握していれば教えていただきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

地権者から用地の返還ということで申請書をいただいておりますので、その中で地権者といたしましてはこの施設を再利用し、町のお役に立ちたいと考えておりますということで、この施設を使っていただいて運営がなされていくんだと思います。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 町がどの程度関与するかということになるんでしょうけれども、ただ個人が買い受けてこれを管理していると、使用目的が町のために活用するんだろうという程度しか把握していないとすれば、町としたらもう責任ある売買をしたほうがよろし

んじゃないかと思うんですけれどもね。

例えばこれ、その辺のところは私も存じていますし、大変立派な方なのであれですけれども、こういった物件というのは転売されてさらに転売されるなんていう可能性だってないことはないでしょう。これだけ広大な敷地で、私、前の一般質問の中で山林とか広大な敷地等を慎重にしてくださいと、売買等は慎重にしてくださいということなんですが、具体的な菌部さんからの利用ということに関しては把握していないのか、再度お尋ねいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

地主の方は、菌部さん以下4名になっているんですが、ただ建物が乗っているのは菌部良一さんの土地だけなので、今回菌部さんだけが議案になっているわけですが、地主4人の方連名で現況のまま返してほしいという要望書がございました。その後、要望書自体には載っていないんですが、どういうふうにするかというお話を伺ったところ、山びこの郷が持っていたバーベキューだとか宿泊だとか今までやっていた活動をそのまま引き継ぐ形で民間企業に活用してもらう予定であるということで、会社名等は町としては土地をお返しした後で、その後税金投入等で支援する予定もございませんので、そこから先は菌部良一さんと事業者の間の契約になりますので、町としては会社名等は控えさせていただきたいと思うんですが、きちんとバーベキュー場や宿泊施設として山びこの郷がこれまでやっていたようなサービスに、さらに民間の知恵で新しいサービスも加えて活用されるものというふうに理解しております。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） ただ町が運営していて赤字になったという施設ですよ。その施設を民間の方に運営を任せたいということなんだろうが、それで黒字になってやればいいんですが、これが例えば管理がしきれないとか、そういうことも頭をよぎったりするんですね。

それと、これは菌部さんが所有してからの話になるんでそれは置いておきますけれども、ただ説明する上で今町長が話したぐらいのことは最初に話してもらえば何も質問するこんな時間をとらなくて済むんですよ。執行部は先ほどから手元に資料がないとか言っているんですけども、説明をするのに議案、何のための全協なのか考えればそのぐらいの資料は用意しておいて、それで説明をしていただきたいということをお願いして質問を終わりにします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 申しわけございませんでした。もうちょっと丁寧な説明を心がけたいと思います。

また、菌部良一さんに土地をお返しし、そして建物を売却するに当たっては、反社会的

な会社に対して転売をしないことなどの転売禁止条項も記載した上で売却をしたいというふうを考えております。

○議長（小坪 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坪 孝君） 次に、議案第43号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案第43号 令和元年度城里町一般会計補正予算書をごらん願います。

議案第43号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,171万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ105億8,971万4,000円とするものです。

2 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正であります。

まず歳入です。

16款国庫支出金、2項国庫補助金であります。既定額に2,799万6,000円を追加するものです。衛生費国庫補助金でがん検診推進事業費補助金128万4,000円及び宅内排水管工事費補助金20万円を追加し、商工費国庫補助金でプレミアム付商品券事務費補助金901万2,000円及びプレミアム付商品券事業費補助金1,750万円を追加するものです。

17款県支出金、3項委託金であります。既定額に31万2,000円を追加するものです。教育費委託金でスクールライフサポーター配置事業委託金を追加するものです。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に1,448万1,000円を追加するものです。各種事業の財源としまして財政調整基金の繰り入れにより対応するものです。

22款諸収入、5項雑入であります。既定額に892万5,000円を追加するものです。消防団員退職報償金受入金470万円、基金廃止に伴う財源繰り入れにより422万5,000円を追加するものです。

続きまして、歳出です。

3 ページをごらん願います。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に109万3,000円を追加するものです。庁舎管理費でスタジイ広場遊具修繕料49万3,000円を追加し、企画費で地域活性化イベント等助成事業補助金60万円を追加するものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に650万9,000円を追加するものです。風疹抗体検査や予防接種の手数料及び予防接種業務委託料を追加するものです。2項清掃

費であります。既定額に32万4,000円を追加するものです。行政支援業務の委託料を追加するものです。4項下水道費であります。既定額に60万円を追加するものです。合併処理浄化槽設置事業費で宅内排水管工事費補助金を追加するものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に23万8,000円を追加するものです。県単かんがい排水路整備補助金等を追加するものです。

6款1項商工費であります。既定額に2,651万2,000円を追加するものです。商工業振興費でプレミアム付商品券事業の経費を追加するものです。

7款土木費、4項都市計画費であります。既定額に270万円を追加するものです。公共下水道事業特別会計への繰出金を追加するものです。

8款1項消防費であります。既定額に470万円を追加するものです。消防団員退職に伴う報償金を追加するものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額に31万2,000円を追加するものです。主にスクールライフサポーター配置事業実施に係る人件費を追加するものです。2項小学校費であります。既定額から15万2,000円を減額するものです。主に人件費を減額し、桂小学校の漏水調査業務を追加するものです。5項保健体育費であります。既定額に887万8,000円を追加するものです。体育施設費で体育施設修繕業務委託118万8,000円を追加し、学校給食センター費で空調設備設置工事に伴う委託料及び工事請負費759万円を追加するものです。

以上が議案第43号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第1号）のご説明ですが、詳細につきましては、4ページから9ページの事項別明細書、給与費明細書のとおりとなっております。ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小塚 孝君） これより議案第43号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の説明でちょっと疑問に思ったことをお聞きいたします。

3ページで衛生費、予防接種の委託料、それから給食で空調設備に給食センターに使うというようなことでしたが、これは補正でなければ出せない、補正は何のために出した。もともと予算では出ていなかったものだったのでしょうか。予算で出ていたものにさらに改めて追加するものかな、何かちょっとよくわかりません。予防接種の委託料などは予算で入っていたのではないかなと思うんですけども、どうなのでしょう、お答えください。

○議長（小塚 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この事業が実施されることが決定されたのが、予算のほうは今年度の予算がある程度確定をいたしました後、町長査定とか終了して固まった後でありましたので補正で対応させていただいたわけでございます。

○議長（小坏 孝君） 教育委員会事務局長小林克成君。

○教育委員会事務局長（小林克成君） 4番藤咲議員のご質問にお答えさせていただきます。

給食センターの空調設備工事費を今回補正のほうで計上させていただきました。昨年、補正予算で給食センターの調理場が暑いということで設計のほうを入れさせていただきました。当初予算の入力までに設計金額が決まっておりましたので、改めて確定をいたしましたので今回補正でお願いするものでございます。ご理解のほどお願いしたいと思います。

○4番（藤咲美美子君） わかりました。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 次に、議案第44号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第44号をごらん願います。

令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,248万1,000円とするものです。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正についてご説明いたします。

まず歳入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金ですが、既定額に2,700万円を追加するものです。国庫補助内示額の増額によりまして未普及地解消に向けた下水道整備の計画をするものです。

5款繰入金、1項他会計繰入金ですが、既定額に270万円を追加するものです。事業費の変更により一般会計からの繰入金を追加するものです。

8款1項町債ですが、既定額に2,430万円を追加するものです。事業費の変更により追加するものです。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1款1項下水道事業費ですが、既定額に5,400万円を追加するものです。下水道整備事業費の工事請負費、管渠埋設工事を追加するものです。

3ページをお開き願います。

第2表地方債の補正であります。

流域関連公共下水道事業の限度額を2億5,930万円に変更するものです。事業変更に伴い、流域関連公共下水道事業債を追加するものです。

以上、令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、4ページからの事項別明細書をごらん願いたいと思います。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第44号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、発議第1号から報告第28号までの7件については、本会議に上程される予定でございます。

以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る6月11日火曜日午前10時をもって、令和元年第2回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりをいただきますようよろしくお願いいたします。

---

閉 会

○議長（小唄 孝君） 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前11時34分閉会